

週休2日工事の実施要領の改定について (お知らせ)

当市における週休2日工事の取組状況や国・県の動向を踏まえ、下記のとおり「週休2日工事の実施要領」を改定することとしますのでお知らせします。

1 改定概要

- ・週休2日の取得に要する費用の計上を終了する。
- ・「月単位」の指定発注をとりやめ、「完全週休2日・月単位・通期」のいずれかに取り組むものとする。
- ・契約後の協議の実施や、完了後の「実施工程表」の提出を求めない。ただし、工事成績評価のため、提示は求める。
- ・官公庁の休日に作業を行う場合は、事前に発注者に連絡することを明記する。
- ・月単位、もしくは完全週休2日を達成した場合に、工事成績評価の審査項目別運用表において評価する。

2 適用基準日

- ・令和8年10月15日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用する。

3 その他

- ・詳細は、下松市ホームページの下記URLに掲載の「下松市における週休2日工事の実施要領【土木工事用】」、「下松市農村整備における週休2日工事の実施要領」を参照。
- ・<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/keiyaku/youkou.html>（入札契約に係る要綱・要領等のページのURL）